

練馬区（仮称）こども発達支援センターのあり方検討会設置要綱

平成 20 年 9 月 12 日
20 練福障第 10412 号

（設置）

第 1 条 発達に心配のあるこどもたちを取り巻く状況は、平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法（平成 16 年 12 月 10 日 法律第 167 号）」の施行、平成 18 年 10 月の「障害者自立支援法（平成 17 年 11 月 7 日 法律第 123 号）」の全面施行、そして平成 19 年 4 月からは特別支援教育が本格実施されるなど、その状況は大きく変化している。

このような状況の中、練馬区では、平成 19 年 3 月に「改定練馬区障害者計画」を策定し、増加傾向にある発達障害児等に対応するための施策として、平成 22 年度に（仮称）こども発達支援センターを整備することとした。さらに、「練馬区中期実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）」においても、同様に（仮称）こども発達支援センターの整備を位置づけたところである。

については、（仮称）こども発達支援センターにおける発達支援のあり方について検討するため、区民をはじめ学識経験者等からなる「（仮称）こども発達支援センターのあり方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 発達の遅れに心配のあるこどもに対する発達支援に関する事項
- (2) 発達支援関係機関相互の連携に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

（構成）

第 3 条 検討会は、つぎの各号に掲げるもののうちから、区長が委嘱する委員 13 名以内をもって構成する。

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 区民（公募とする。） | 2 名以内 |
| (2) 発達に心配のあるこどもに対して識見を有する者 | 2 名以内 |
| (3) 発達に心配のあるこどもの医療に携わる者 | 1 名以内 |
| (4) 発達に心配のあるこどもの相談業務において経験を有する者 | 3 名以内 |
| (5) 発達に心配のあるこどもの発達支援の場において経験を有する者 | 3 名以内 |
| (6) 発達に心配のあるこどもに関係する団体からの推薦 | 2 名以内 |

(会長および副会長)

第4条 検討会に会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により前条第2項の委員から選任する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、検討会を主宰し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から区長へ報告する日までとする。

(招集)

第6条 検討会は会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝礼)

第8条 検討会の委員に対する謝礼はつぎのとおりとする。

(1) 会長 20,000 円 (1 回あたり)

(2) 有識者委員 10,000 円 (1 回あたり)

(3) その他委員 3,000 円 (1 回あたり)

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、健康福祉事業本部福祉部障害者サービス調整担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行し、同年9月1日から適用する。